

発行・編集  
あわらし観光商工課  
TEL : 0776-73-8030  
FAX : 0776-78-4325

あわらし商工会事務局（本所）  
〒919-0621 福井県あわらし市姫一丁目9-21  
TEL : 0776-73-0248 FAX : 0776-73-7145

あわらし商工会事務局（支所）  
〒910-4103 福井県あわらし市二面2丁目701  
TEL : 0776-78-6311 FAX : 0776-78-7801

## 商エフェスタ開催決定！

11月10日（土）午前10時～午後5時。あわらし商工会本所周辺にて開催！

ーコンセプト：未来を見据えた商工会組織のあり方ー

**と き** ・ 11月10日(土) 午前10時～午後5時

(雨天時は11月11日(日))

**会 場** ・ あわらし商工会本所周辺

(中央公民館前広場)



皆様のご参加をお待ちしております  
**乞うご期待下さい！**

※詳細につきましてはホームページ等でお知らせさせていただきます。

### 主なイベント

#### ■ 模擬商工体験

小中学生を対象に商工業の擬似体験ができます。

#### ■ 物産展・食ブース

県内外の商工会及び商工会加盟店から特産品販売等を行います。

#### ■ ステージイベント

さまざまなイベントを予定しております。

#### ■ その他多数予定

## 商工会の会員を募集中！

商工会では、合併2年目を迎え組織の強化を図るため、現在商工会の会員を募集中です。商工会は、次のような企業の経営のサポートや地域の発展の事業を実施しています。又、併せて商工会青年部（事業者又は後継者）及び商工会女性部（事業者及びその配偶者、子女）の募集も行っていますので、是非ご加入下さい。

### ■ 経営のサポート

- 講習会・研修会の開催
- 専門家による経営診断  
税務、経営、労働、決算、IT等
- 金融の相談、斡旋
- 決算、申告、記帳の相談、指導

### ■ 地域の発展事業

- 地域まちづくり
- イベントの開催（商エフェスタ等）

## 師勝町商工会来会

去る9月3日に愛知県の師勝町商工会が来会されました。

来会の目的は合併を控えた師勝町商工会が、福井県内の商工会で合併第1号となったあわらし商工会の取組みを参考にしたいということでした。

あわらし商工会の概要や、合併までのさまざまな経過、組織関係など熱心に研究し、多くの質問等がありました。



最後に、師勝町商工会にとって、とても参考になる事項が多く、活かして合併していきたいと述べられ研修を終え帰られました。

## 「創業したい!」「経営革新を図りたい!」

経営革新支援アドバイザーセンターがチャレンジをサポートします

経営革新支援アドバイザーセンターは、「創業したい」・「新分野進出、事業拡大を図りたい」など、やる気とチャレンジ精神を持った、創業や経営革新に取り組む方を支援しています。

相談  
無料

### ■創業は、構想・具体的事業計画書が重要です。

販売計画・仕入計画・資金計画・組織（個人・法人）創業時に必要な届出書類・経理事務等について、アドバイスします。

### ■経営革新は、新事業活動に取り組み、経営目標を設定し、経営の向上を図ることで、

厳しい競争を勝ち抜くキーワードです。

皆様の熱いチャレンジを  
強かにバックアップします。  
お気軽にご相談ください。

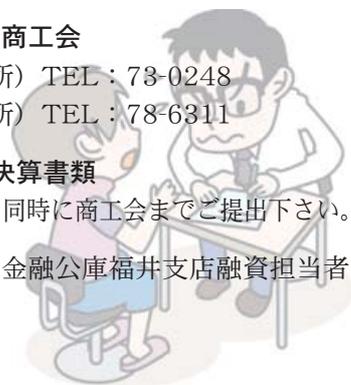
お問い合わせ・お申し込み あわら市商工会 本所：73-0248 / 芦原支所：78-6311

## 年末資金のご準備はお早めに 融資についての相談会「一日公庫」開設

あわら市商工会と国民生活金融公庫では、年末に向けての事業資金確保の為に融資相談窓口として、「一日公庫」を開設いたします。

個人又は法人で事業を営まれるほとんどの業種の方が対象となりますので、事業資金の借入をお考えの場合は、この機会に是非お越し下さい。（秘密厳守）

- 日時 平成19年11月14日(水) 午前10時～午後4時  
※お申し込みされた方には、後日相談時間をご案内いたします。
- ところ あわら市商工会 本所
- 申込先 あわら市商工会  
(本所) TEL: 73-0248  
(芦原支所) TEL: 78-6311
- 必要書類 2期分の決算書類  
(申込みと同時に商工会までご提出下さい。)
- 担当者 国民生活金融公庫福井支店融資担当者



## 貯める、借りる、安心保証 商工貯蓄共済キャンペーン中!

現在、10,000円加入毎に5,000円相当の特産品（近畿7府県のもの）をもらえるプレゼントいたします。

(9月1日～11月25日に10,000円以上ご加入していただいた方が対象になります。)



### ■加入できる方…商工会の会員およびその家族・従業員

	モデル1	モデル4
共済掛金	月額2,000円	月額2,500円
加入口数	50口	10口
加入期間	10年	10年
保証内容	＜死亡共済金＞	
	6～46才 100万円	6才～46才 100万円
	47才～54才 50万円	47才～54才 50万円
	55才～65才 25万円	55才～65才 25万円 傷害・災害入院特約付
	モデル6	モデル8
共済掛金	月額2,000円	月額2,500円
加入口数	50口	20口
加入期間	5年	10年
保証内容	＜死亡共済金＞	
	6～34才 30万円	6才～39才 500万円
	35才～70才 25万円	40才～48才 300万円
		49才～56才 150万円
		57才～65才 75万円

詳しいお問い合わせは商工会まで

## 就業規則について

労働基準法により、常時10人以上の労働者を使用する事業所では、就業規則を作成して、労働基準監督署長に届け出ることが義務付けられています。

しかし、**10人以下の場合でも、届け義務が無いだけであり**、就業規則の役割からみて、労働条件や職場で守るべき規律について、文書によって明確に定めることで、無用のトラブルを未然に防ぐこととなります。

また、**各種助成金の申請時には、10人以下の事業所であっても添付書類として就業規則等が必要となります。**

就業規則は、明るい職場作りに役立ちますので、是非とも未整備の事業所は就業規則を作成して下さい。

就業規則について詳しくお知りになりたい場合、お気軽に商工会にお問合せ・ご相談下さい。